

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	法対象事業に風力発電事業を追加		府省名	環境省
根拠となる法令	□法律	■政令	□府省令	□告示
	環境影響評価法施行令			
規制の区分	■新設等		□緩和	□廃止

点検項目	評価の実施状況					課題	
分析対象期間	■設定あり						
ベースライン	□設定あり					①	
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	②
	行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	③
	その他の社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
便益の分析	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述		□分析なし		
費用と便益の関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析	□定性的な分析	■分析なし	④	
代替案	代替案の設定	□設定あり	□想定される代替案なし		■設定なし	⑤	
	規制緩和の場合	□廃止案を代替案としている			□廃止案を代替案としていない		
	代替案との比較	□費用・便益で比較	□費用で比較	□便益で比較	■比較なし		
レビューを行う時期又は条件	■設定あり	□設定なし					

【課題の説明】

- ① ベースラインについて、現状における問題などを記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ② 遵守費用について、「事業者が環境影響評価手続を実施することとなる」と定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、環境影響評価を既に義務付けている事業の環境影響評価手続に係る費用を参考にして、費用を推計する方法が考えられる。
- ③ 行政費用について、「環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することとなり、それに伴う体制の増強に係る費用が想定される」と定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、環境影響評価を既に義務付けている事業の評価書の審査に係る費用を参考にして、費用を推計する方法が考えられる。
また、行政費用について、発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。具体的には、評価書記載の行政費用の他にも、(i)地方公共団体において、事業者から送付された方法書(法第9条)、準備書(法第19条)に対する意見を記載した書類の作成に係る費用及び(ii)国において、事業者等から送付された評価書(法第22条)に対する意見を記載した書類の作成に係る費用が発生することが想定される。
- ④ 費用と便益の関係について、費用及び便益が発生することを説明するにとどまり、必要な分析を行っていないため、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- ⑤ 代替案について、「事業者の自主的な取組に委ねる」と記載しているが、一部の地方公共団体の条例等による風力発電事業に係る環境影響評価制度が既に存在する以上、代替案として想定することは適切でないため、これとは異なる適切な代替案を明示する必要がある。